資　料

# 平成３１年第２回廿日市市議会（第１回臨時会）条例新旧対照表


報告第　４　号　専決処分につき承認を求めることについて　……１
（廿日市市税条例の一部を改正する条例）
報告第　５　号　専決処分につき承認を求めることについて　……９
（廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例）
報告第　６　号　専決処分につき承認を求めることについて　……１１
（廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例）
報告第　７　号　専決処分につき承認を求めることについて　……１３
（廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）


廿　日　市　市

報告第４号

廿日市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○廿日市市税条例（昭和３１年条例第２９号）　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則<br>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）<br>第７条の３の２　平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の３及び第34条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。<br>（削る）<br>２　前項の規定の適用が　ある場合における第34条の８及び第34条の９第１項の規定の適用については、第34条の８中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第７条の３の２第１項」と、第34条の９第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第７条の３の２第１項」とする。<br>（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） | 附　則<br>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）<br>第７条の３の２　平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第６項（同条第９項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の３及び第34条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。<br>２　前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。<br>（１）　前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第１項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）<br>（２）　前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の１月１日現在において法第317条の６第１項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の２の２の規定の適用を受けている場合<br>３　第１項の規定の適用がある場合における第34条の８及び第34条の９第１項の規定の適用については、第34条の８中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第７条の３の２第１項」と、第34条の９第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第７条の３の２第１項」とする。<br>（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第10条の２　（略）<br>２・３　（略）<br>４　法附則第15条第33項第１号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、３分の２とする。<br>５　法附則第15条第33項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。<br>６　法附則第15条第44項の条例で定める割合は、２分の１とする。<br>７　法附則第15条第45項の条例で定める割合は、３分の２とする。<br>８　法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、０とする。<br>９　（略）<br>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）<br>第10条の３　（略）<br>２～５　（略）<br>６　法附則第15条の８第４項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。<br>（１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）<br>（２）　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積<br>（３）　家屋の建築年月日及び登記年月日<br>７　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類（平成25年４月１日前に当該耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了した場合にあつては、これらの書類に加えて当該耐震改修に係る契約を締結した日を証する書類）を添付して市長に提出しなければならない。 | 第10条の２　（略）<br>２・３　（略）<br>４　法附則第15条第32項第１号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、３分の２とする。<br>５　法附則第15条第32項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。<br>６　法附則第15条第43項の条例で定める割合は、２分の１とする。<br>７　法附則第15条第44項の条例で定める割合は、３分の２とする。<br>８　法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、０とする。<br>９　（略）<br>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）<br>第10条の３　（略）<br>２～５　（略）<br>（新設）<br>６　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類（平成25年４月１日前に当該耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了した場合にあつては、これらの書類に加えて当該耐震改修に係る契約を締結した日を証する書類）を添付して市長に提出しなければならない。 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （１）～（６）　（略） | （１）～（６）　（略） |
| 8　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 | 7　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 |
| （１）～（３）　（略） | （１）～（３）　（略） |
| （４）　令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 | （４）　令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 |
| （５）　（略） | （５）　（略） |
| （６）　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 | （６）　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 |
| （７）　（略） | （７）　（略） |
| 9　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 | 8　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 |
| （１）～（４）　（略） | （１）～（４）　（略） |
| （５）　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 | （５）　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 |
| （６）　（略） | （６）　（略） |
| 10　（略） | 9　（略） |
| 11　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 | 10　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 |
| （１）～（４）　（略） | （１）～（４）　（略） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （５）　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 | （５）　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 |
| （６）　（略） | （６）　（略） |
| 12　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 | 11　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 |
| （１）～（６）　（略） | （１）～（６）　（略） |
| 13　（略） | 12　（略） |
| （軽自動車税の税率の特例） | （軽自動車税の税率の特例） |
| 第16条　平成18年３月31日までに初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 | 第16条　法附則第30条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 |
| （略） | （略） |
| （削る） | ２　法附則第30条第３項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 |

| | | |
| --- | --- | --- |
| 第２号ア | 3,900円 | 1,000円 |
| | 6,900円 | 1,800円 |

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr>
<tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（削る）</td><td>３　法附則第30条第４項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第５項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第２号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr>
<tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（削る）</td><td>４　法附則第30条第５項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第２号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr>
<tr><td></td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表　の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、</td><td>５　法附則第30条第６項各号　　に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第２号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr>
<tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr>
</table>
３　法附則第30条第３項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表　の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第２号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr>
<tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr>
</table>
４　法附則第30条第４項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表　の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第２号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr>
<tr><td></td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr>
</table>
</td><td>
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。<br>
（新設）<br><br>
６　法附則第30条第７項各号　に掲げる三輪以上の軽自動車　に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。<br>
（新設）<br><br>
７　法附則第30条第８項各号　に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。<br>
（新設）
</td></tr>
</table>

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （軽自動車税の賦課徴収の特例）<br>第16条の２　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。<br>２～４　（略） | （軽自動車税の賦課徴収の特例）<br>第16条の２　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第７項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。<br>２～４　（略） |

報告第５号

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○廿日市市都市計画税条例（昭和４２年条例第６号）　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則<br>（法附則第15条第44項の条例で定める割合）<br>２　法附則第15条第44項の条例で定める割合は、２分の１とする。<br>（法附則第15条第45項の条例で定める割合）<br>３　法附則第15条第45項の条例で定める割合は、３分の２とする。<br>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）<br>14　法附則第15条第１項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第49項、第15条の２第２項又は第15条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の３まで」とする。 | 附　則<br>（法附則第15条第43項の条例で定める割合）<br>２　法附則第15条第43項の条例で定める割合は、２分の１とする。<br>（法附則第15条第44項の条例で定める割合）<br>３　法附則第15条第44項の条例で定める割合は、３分の２とする。<br>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）<br>14　法附則第15条第１項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の２第２項又は第15条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の３まで」とする。 |

報告第６号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

○廿日市市介護保険条例（平成１２年条例第２３号）　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （保険料率）<br>第２条　（略）<br>２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度　　における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２万4,742円とする。<br>３　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「２万4,742円」とあるのは、「３万5,959円」と読み替えるものとする。<br>４　第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「２万4,742円」とあるのは、「４万7,835円」と読み替えるものとする。 | （保険料率）<br>第２条　（略）<br>２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２万9,691円とする。<br>（新設）<br><br><br><br><br>（新設） |

報告第７号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○廿日市市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第１８号）　（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （課税額）<br>第２条　（略）<br>２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。<br>３・４　（略）<br>（国民健康保険税の減額）<br>第19条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。<br>（１）　（略）<br>（２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）<br>ア～カ　（略）<br>（３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前２号に該当する者を除く。)<br>ア～カ　（略） | （課税額）<br>第２条　（略）<br>２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。<br>３・４　（略）<br>（国民健康保険税の減額）<br>第19条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。<br>（１）　（略）<br>（２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）<br>ア～カ　（略）<br>（３）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前２号に該当する者を除く。)<br>ア～カ　（略） |